

凡 例

- この月報は、統計法（平成19年法第53号）に基づいて、鉄道、軌道及び索道の各事業者（ただし、第三種鉄道事業者は除く。以下、同じ。）に対して実施した鉄道輸送統計調査（一般統計調査）の調査結果を集録したものである。
- この月報で用いている符号は、次のとおりである。
「0」単位未満 「－」該当数字がないもの 「…」資料がないか不明のもの
「r」公表時以降訂正した数字。
- 業態別分類及び同分類基準は、次のとおりである。
 - 「JR旅客会社」とは、北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の各旅客鉄道株式会社である。
 - 「民鉄（JR以外）」とは、JR以外の鉄・軌道事業者を総称し、以下の業態に分類した。
 - 「大手」とは、東武鉄道、西武鉄道、京成電鉄、京王電鉄、小田急電鉄、東急電鉄、京浜急行電鉄、相模鉄道、名古屋鉄道、近畿日本鉄道、南海電気鉄道、京阪電気鉄道、阪急電鉄、阪神電気鉄道、西日本鉄道及び東京地下鉄の16事業者である。
 - 「中小」とは、大手及び公営以外の鉄・軌道事業者である。
 - 「公営」とは、地方公共団体の鉄・軌道事業者である。
 - 2011年度分より鉄道貨物輸送は、業態別の分類を廃止した。
- 地方運輸局の区分は、次のとおりである。

北海道	北海道	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
中部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	沖縄	沖縄県
- 輸送数量のうち重複数量の取扱いは、次のとおりである。
 - 運輸局間重複分
地方運輸局別の旅客及び貨物輸送数量については、運輸局間重複分を含んで集計しており、運輸局別の実績をそのまま集計しても全国計と一致しない。
 - 事業者間重複分
本統計は、総流動ベースの統計であるため、事業者間重複分は、全て含み集計した。
- 2006年4月より鉄・軌道輸送に係る「旅客収入」、「貨物収入」を調査項目から外した。
- 当年度分の「鉄道輸送統計年報」の公表時に、訂正報告に基づき、月報の数値を訂正することがある。
- 索道事業者に対して実施した統計調査の結果は、毎年度「鉄道輸送統計年報」により公表している。